

議案第5号

飯能市手数料条例の一部を改正する条例（案）

飯能市手数料条例（平成12年条例第14号）の一部を次のように改正する。
別表第2第39号金額の欄ア中「（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関が作成したものに限る。第41号アにおいて同じ。）」を「又はこれに類する書類として市長が別に定めるもの」に改め、同号金額の欄イ(イ)中「非住宅建築物」の次に「((イ)に掲げる場合を除く。)」を加え、同号金額の欄イに次のように加える。

- (イ) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物
(市長が別に定める場合に限る。) 次に掲げる区分に応じそ
れぞれ次に定める額
- | | |
|--------------------------|----------------|
| a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの | 1件につき 91,000円 |
| b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの | 1件につき 158,000円 |

別表第2第41号金額の欄ア中「書類」の次に「又はこれに類する書類として市長が別に定めるもの」を加え、同号金額の欄イ(イ)中「非住宅建築物」の次に「((イ)に掲げる場合を除く。)」を加え、同号金額の欄イに次のように加える。

- (イ) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物
(市長が別に定める場合に限

る。) 次に掲げる区分に応じそ
れぞれ次に定める額

- a 床面積の合計が 300 平方メ
ートル以内のもの 1 件につき 45, 500 円
- b 床面積の合計が 300 平方メ
ートルを超えるもの 1 件につ
き 79, 000 円

別表第2第43号金額の欄ア中「書類」の次に「又はこれに類する書類として市長が別に定めるもの」を加え、同号金額の欄イ中「第8条第2号イ」を「第10条第2号イ」に改め、同号金額の欄ウ中「第8条第1号イ(1)」を「第10条第1号イ(1)」に改め、同号金額の欄エ中「第8条第1号イ(2)」を「第10条第1号イ(2)」に改め、同表第45号金額の欄ア中「書類」の次に「又はこれに類する書類として市長が別に定めるもの」を加え、同号金額の欄イ中「第8条第2号イ」を「第10条第2号イ」に改め、同号金額の欄ウ中「第8条第1号イ(1)」を「第10条第1号イ(1)」に改め、同号金額の欄エ中「第8条第1号イ(2)」を「第10条第1号イ(2)」に改め、同表第47号金額の欄ア中「書類」の次に「又はこれに類する書類として市長が別に定めるもの」を加える。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年2月16日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
別表第2（第2条関係）		別表第2（第2条関係）	
種類	金額	種類	金額
事務	名称	事務	名称
1～38 省略		1～38 省略	
39 都市の 低炭素化の 促進に関する 法律（平成24年法 律第84号）第53 条第1項の 規定に基づく 低炭素建築物新築等 計画の認定 の申請に対する審査 (次号に規定する審査 を除く。)	<p>低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合</p> <p>(7)～(9) 省略</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>(7)～(9) 省略</p> <p>(x) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物((オ)に掲げる場合を除く。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a～b 省略</p>	<p>低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又はエネルギーの使用的合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関が作成したものに限る。第41号アにおいて同じ。)が提出された場合</p> <p>(7)～(9) 省略</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>(7)～(9) 省略</p> <p>(x) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p>	<p>低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又はエネルギーの使用的合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関が作成したものに限る。第41号アにおいて同じ。)が提出された場合</p> <p>(7)～(9) 省略</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>(7)～(9) 省略</p> <p>(x) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p>

		<p>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物(市長が別に定める場合に限る。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1件につき 91,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートルを超えるものの 1件につき 158,000円</p>		
40 省略				
41 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画変更の認定の申請に対する審査(次号に規	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	<p>次に掲げる額を合算して得た金額</p> <p>ア 変更後の低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合</p> <p>(イ) ~ (ウ) 省略</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>(イ) ~ (ウ) 省略</p> <p>(エ) 住宅用途を含む建築物の住宅</p>	41 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画変更の認定の申請手数料	<p>次に掲げる額を合算して得た金額</p> <p>ア 変更後の低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>(イ) ~ (ウ) 省略</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>(イ) ~ (ウ) 省略</p> <p>(エ) 住宅用途を含む建築物の住宅</p>

定する審査 を除く。)	<p>用途以外の部分 及び非住宅建築 物 <u>((オ)に掲げ る場合を除 く。)</u> 次に掲 げる区分に応じ それぞれ次に定 める額</p> <p>a～b 省略</p> <p>(オ) 住宅用途を含 む建築物の住宅 用途以外の部分 及び非住宅建築 物 (市長が別に 定める場合に 限る。) 次に 掲げる区分に応 じそれぞれ次に 定める額</p> <p>a 床面積の合 計が300平 方メートル以 内のもの 1 件につき 45,500円</p> <p>b 床面積の合 計が300平 方メートル を超えるも の 1件につ き 79,000円</p>	定する審査 を除く。)	<p>用途以外の部分 及び非住宅建築 物 次に掲げる 区分に応じそれ ぞれ次に定める 額</p>	a～b 省略
4 2 省略		4 2 省略		
4 3 建築物 のエネルギー消 費性能向上に よる効率化 促進等に関する 法律	建築物 エネルギー消 費性能	ア 建築物エネルギー消費性能向 上計画が建築物のエネルギー消 費性能の向上に関する法律第	4 3 建築物 のエネルギー消 費性能向上に よる効率化 促進等に関する 法律	ア 建築物エネルギー消費性能向 上計画が建築物のエネルギー消 費性能の向上に関する法律第

関する法律 (平成27年法律第53号) 第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査(次号に規定する審査を除く。)	向上計画認定申請手数料	30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 (7)~(4)省略 イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号) <u>第10条第2号</u> イ及びロに定める基準に適合するもの (7)~(4)省略 ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 <u>第10条第1号イ(1)</u> 及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (7)~(4)省略 エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 <u>第10条第1号イ(2)</u> 及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (7)~(4)省略
44 省略		
45 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	建築物エネルギー消費性能向上計	次に掲げる額を合算して得た金額 ア 変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げ
関する法律 (平成27年法律第53号) 第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査(次号に規定する審査を除く。)	向上計画認定申請手数料	30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 (7)~(4)省略 イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号) <u>第8条第2号</u> イ及びロに定める基準に適合するもの (7)~(4)省略 ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 <u>第8条第1号イ(1)</u> 及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (7)~(4)省略 エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 <u>第8条第1号イ(2)</u> 及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (7)~(4)省略
44 省略		
45 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	建築物エネルギー消費性能向上計	次に掲げる額を合算して得た金額 ア 変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げ

第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査(次号に規定する審査を除く。)	画変更認定申請手数料	る基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 (7)~(4)省略 イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ及びロに定める基準に適合するもの (7)~(4)省略 ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (7)~(4)省略 エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (7)~(4)省略	第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査(次号に規定する審査を除く。)	画変更認定申請手数料	る基準に適合していることを示す書類が提出された場合 (7)~(4)省略 イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第2号イ及びロに定める基準に適合するもの (7)~(4)省略 ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (7)~(4)省略 エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (7)~(4)省略
46 省略					
47 建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上に関する法律第2条第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合	建築物エネルギー消費性能認定申請手数料	次に掲げる額を合算して得た金額 ア 建築物エネルギー消費性能が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に掲げる基準に適合していることとを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合	47 建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上に関する法律第2条第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合	建築物エネルギー消費性能認定申請手数料	次に掲げる額を合算して得た金額 ア 建築物エネルギー消費性能が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に掲げる基準に適合していることとを示す書類が提出された場合

建築物エネルギー 消費性 能に係る認定の申請に対する審査	(7)～(9) 省略 イ～オ 省略	建築物エネルギー 消費性 能に係る認定の申請に対する審査	(7)～(9) 省略 イ～オ 省略
48～56 省略			48～56 省略

